

別紙

1 診療用엑스線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

共通	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定する엑스線管および照射筒の遮へい	有	・	無
	総 ろ 過	アルミニウム当量 モリブデン当量		ミリメートル
直接撮影	照射野絞り装置	有	・	無
	医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・	未満
透視	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分	以下	・	超える
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	・	無
	高線量率透視制御	有	・	無
	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置またはインターロック	有	・	無
	受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・	無
	受像器を通過した엑스線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下	・	超える
	最大受像面を3センチメートル超える部分を通過した엑스線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下	・	超える
	利用線錐以外の엑스線を有効に遮へいするための適切な手段	有	・	無
胸部集検用間接撮影	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・	無
	接触可能面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次防護遮へい体	有	・	無
	接触可能面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被写体周囲の箱状の遮へい物	有	・	無
移動・携帯型	엑스線管焦点および患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	・	無
	装置の保管場所			
治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、엑스線の発生を遮断するインターロック	有	・	無
口内用	照射筒先端における照射野の直径			センチメートル

2 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使用室の名称	
--------	--

診療室の防護物の概要

遮へい 物を設ける場所	遮へい物	構造、材料、厚さ
天井		
床		
周 囲 の 画 壁 等	(東)	
	(西)	
	(南)	
	(北)	
	監視用窓	
出入口の扉		
その他の開口部		
操作室		有・無()
診療室の標識		有・無

放射線障害の防止に必要な注意事項の 掲示		有・無
使用中の表示		有・無
管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	立入制限措置	有・無
	標 識	有・無
敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域および境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
そ の 他	放射線診療従事者の被ばく測定器具	
	防護用具(防護前掛等)	有・無